

**長野県困難な問題を抱える女性への
支援に関する基本計画（素案）**

長 野 県

長野県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画 目次

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針	2
1. 基本的な考え方	2
(1) 策定の趣旨	2
(2) 計画の性格	2
(3) 計画の期間	2
2. 現状及び課題	3
(1) 法施行前の長野県における女性支援の状況	3
(2) 支援のための施策推進にあたっての課題	6
3. 基本目標	8
第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項	11
基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築	11
基本目標2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充	13
基本目標3 自立支援のさらなる充実	15
基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし	18
第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項	20
1. 基本計画の進捗管理	20
第4章 資料編	21
○長野県の状況（令和5年4月1日現在）	21

第1章 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

1. 基本的な考え方

(1) 策定の趣旨

女性の抱える問題が複雑化、多様化、複合化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号。以下、「法」という。）が成立しました。

また、令和5年3月29日には、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（令和5年3月29日厚生労働省告示第111号。以下、「基本方針」という。）が公示されました。

この計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものです。

(2) 計画の性格

法第8条第1項に基づく、長野県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画です。この計画の趣旨を踏まえ、市町村及び関係機関等においても、県とともに積極的な取組を行っていただくためのものです。

本計画と関連の深いものとして、「第5次長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画」のほか、誰一人取り残されない持続可能な社会の実現を目指すSDGs（持続可能な開発目標）¹の考え方を取り入れた本県の「しあわせ信州創造プラン3.0」や「第5次長野県男女共同参画計画」との整合を図ります。

(3) 計画の期間

令和6年度（2024年度）を初年度とし、令和10年度（2028年度）を目標年度とする5年間を対象とします。

* 機関等の名称について

本計画における主要機関等の名称は、法施行前の実績等に関する部分においては法施行前の名称、施策の取組事項については法施行後の名称に基づき記載します。

長野県女性保護事業実施要領 （昭和38年4月1日付け38婦第149号） ※法施行前の名称	困難な問題を抱える女性への 支援に関する法律 （令和4年法律第52号）
女性相談センター	女性相談支援センター（第9条）
女性相談員	女性相談支援員（第11条）
女性保護施設	女性自立支援施設（第12条）

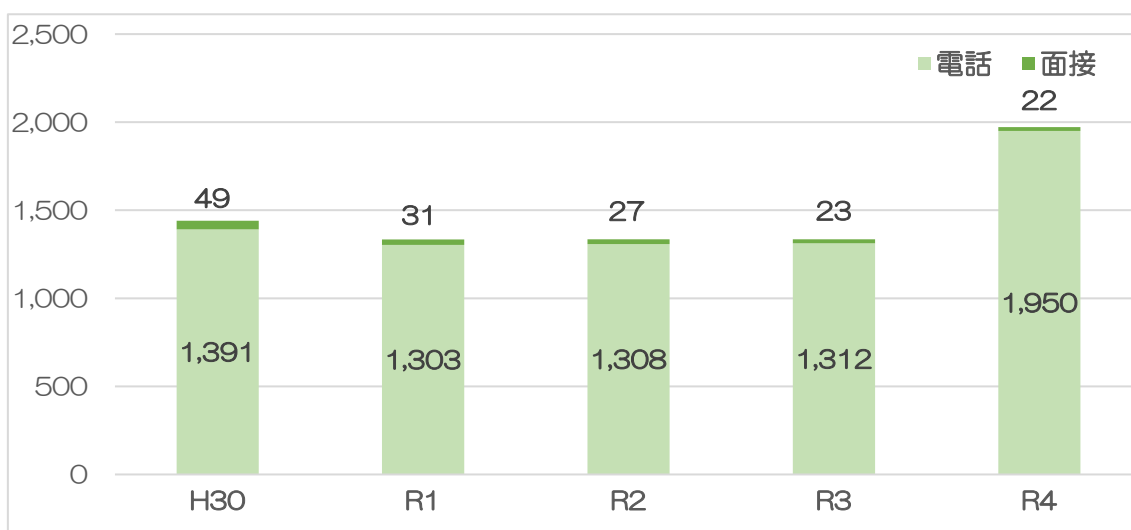
¹ SDGs（持続可能な開発目標）：2015年9月に国連で採択された17ゴール、169のターゲットからなる「持続可能な開発目標」であり、世界共通のモノサシとして、「誰一人取り残さない持続可能な社会づくり」の達成を目指すものです。

2. 現状及び課題

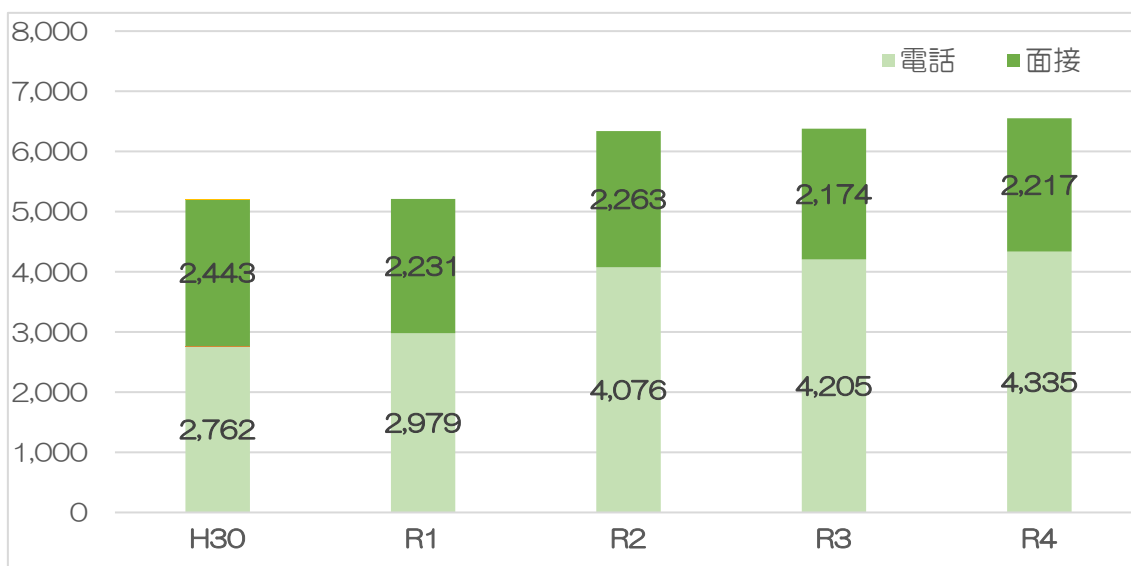
(1) 法施行前の長野県における女性支援の状況

長野県における女性相談は、女性相談センター、県内 10 か所の県保健福祉事務所及び 19 市に配置された女性相談員が電話又は面接により受け付けています。平成 30 年度から令和 4 年度までの 5 年間に於ける毎年度で、女性相談センターには約 1,300～1,900 件、県保健福祉事務所及び市の女性相談員には約 5,200～6,500 件の相談が寄せられました。

(表 1) 女性相談センターの相談件数 (平成 30 年度～令和 4 年度)

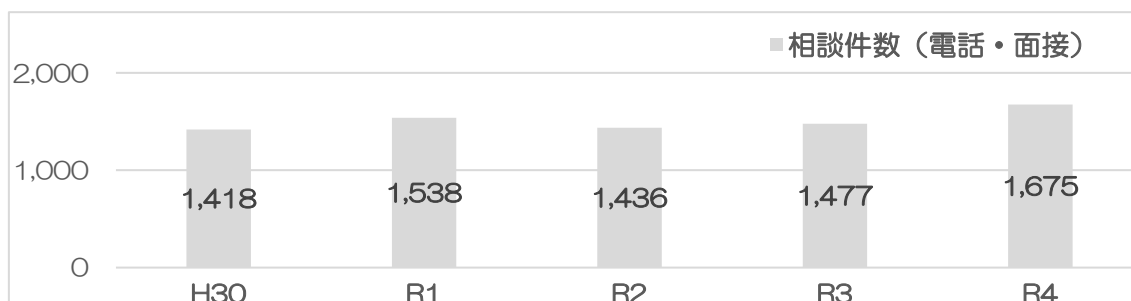


(表 2) 女性相談員 (県及び市) の相談件数 (平成 30 年度～令和 4 年度)



このほか、県男女共同参画センターが、同時期に毎年度約 1,400 件～1,600 件の相談を受け付けています。

(表3) 男女共同参画センターの相談件数 (平成30年度～令和4年度)



相談内容は、配偶者等からの暴力（以下「DV²」という。）に関するものが2割を占めるほか、離婚等の配偶者との関係に関する事、子どもや家族、親族に関する事、精神又は心身の健康に関する事、その他収入、就業をはじめとする生活上の課題など多岐にわたります。

(表4-1) 女性相談センターにおける相談の主訴別件数・割合 (令和4年度)

主 訴	相談件数 (電話)
職場・地域等の人間関係等	569件 (29.2%)
夫等	519件 (26.6%)
うちDV	206件 (10.6%)
精神的問題	471件 (24.2%)
子ども・親族	182件 (9.3%)
医療関係	141件 (7.2%)
その他 ³	68件 (3.5%)
合計	1,950件 (100.0%)

² DV (ドメスティック・バイオレンス)：配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動のことです。内閣府は、人によって異なった意味に受け取られるおそれがあるため、「ドメスティック・バイオレンス (DV)」という言葉は正式には使用していませんが、本計画においては、上記の意味を表す言葉として使用することとします。

³ 「その他」の相談としては、経済関係 (収入、就職、手続について) 等に関するものが寄せられています。表4-2においても同様となっています。

(表4-2) 女性相談員(県及び市)における相談の主訴別件数・割合(令和4年度)

主 訴	電話相談		面接相談	
職場・地域等の人間関係等	187件	(4.3%)	51件	(2.3%)
夫等	2,324件	(53.6%)	1,337件	(60.3%)
うちDV	980件	(22.6%)	454件	(20.5%)
精神的問題	178件	(4.1%)	35件	(1.6%)
子ども・親族	565件	(13.0%)	293件	(13.2%)
医療関係	211件	(4.9%)	44件	(2.0%)
その他	870件	(20.1%)	457件	(20.6%)
合計	4,335件	(100.0%)	2,217件	(100.0%)

年齢層別では、30歳代又は40歳代の女性から寄せられる相談の割合が高く、全体の半数近くを占めます。電話、面接いずれの方法でも、20歳代以下からの相談が少なく、特に18歳又は19歳の若年女性からは全体の1%前後と、成人直後にあたる年齢の女性からの相談が少ない傾向が見られます。

(表5) 女性相談センター及び女性相談員への年齢層別相談件数(令和4年度)

	18歳未満	18~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳
電 話	11件	51件	905件	1,409件	1,236件
面 接	8件	30件	384件	702件	677件
計	19件 (0.2%)	81件 (1.0%)	1,289件 (15.1%)	2,111件 (24.8%)	1,913件 (22.4%)
	50~59歳	60歳以上	不 明	合 計	
電 話	919件	824件	930件	6,285件	
面 接	259件	155件	24件	2,239件	
計	1,178件 (13.8%)	979件 (11.5%)	954件 (11.2%)	8,524件 (100.0%)	

各種相談の中で、一時保護を必要とするものは、女性相談センターへ引き継がれます。平成30年度以降の直近5か年度では、毎年度10件程度の一時保護があり、令和4年度は15件でした。入所理由はDVが12件、親からの暴力が1件、その他の親族からの暴力が1件と、近親者による暴力が9割以上を占めます。

令和4年度には、16人の同伴家族が避難する女性とともに一時保護施設を利用し、このうち10名が幼児であったほか、乳児、学童期児童の同伴事例もあります。

(表6) 女性相談センターにおける一時保護件数の推移(平成30年度～令和4年度)

年 度	H25	H30	R1	R2	R3	R4
要保護女子	53	15	13	12	16	15
同伴児童	50	20	25	12	18	16

※委託による実績を含む。

一時保護は、直近10年間では平成25年度の53件をピークに、それ以降減少を続けています。背景には、例えばDVを理由とした入所希望者の中には、配偶者等からの追跡を回避するため、本人同意に基づいて携帯電話の利用を制限する等の事情から、入所を躊躇又は断念する女性も存在していると推察されます。

一時保護を終了した女性は、社会福祉施設等への入所や、帰宅、帰郷等地域社会へ戻っていく例がみられるほか、さらに長期の保護が必要となる場合には、女性保護施設への入所に繋げる事例があります。令和4年度は利用者4件のうち、3件がDVを理由に入所しています。

(表7) 女性保護施設の入所者数推移(平成30年度～令和4年度)

年 度	H30	R1	R2	R3	R4
要保護女子	1	1	1	1	4
同伴児童	2	1	1	0	1

一時保護等については、県内の社会福祉施設等への委託以外は長野県が運営しており、民間団体等による女性向けのシェルターが県内になく、NPO法人等との協働も行われていない状況です。

(2) 支援のための施策推進にあたっての課題

法施行前の長野県における女性支援は、生活上の多岐にわたる課題に関する相談が女性相談員に対して多数寄せられる一方で、保護及び支援を利用する者の多くはDVを理由とする女性です。

しかし、新たな法の趣旨や、県外の大都市圏を含めた地域において近年顕在化している事例や、児童養護などの関連する福祉分野の状況等を参照すると、問題の複雑化、多様化、複合化によって、支援対象として認識する必要がある「困難な問題を抱える女性」として、以下のような女性が存在していると考えられます。

- 若年層を中心に、性被害、売春等様々な問題に巻き込まれてしまう女性
- 社会的養育の過程や教育機関等で、その女性が抱える問題が把握されながら、継続的、重層的な支援を受けることができていない女性
- 複数の生活上の問題が絡み合い、関係機関の連携による支援を必要とする女性

また、こうした女性に共通する状況として、次のような傾向にあることが考えられます。

- 県その他の相談・支援窓口、支援内容等を知らない
- 相談先を知っていても、自責の念等によって利用を躊躇してしまう
- 従来 of 電話、面接による相談に心理的な抵抗を感じる
- 自身の置かれた状況や課題について認識できていない

これらの女性に対し相談窓口を周知し、相談を受け付けるにあたっては、まず支援者との信頼関係づくりを行うことが必要となります。

長野県における女性支援の実績及び上記の状況を踏まえ、法施行後の支援施策を推進していく上で、次の課題が考えられます。

- ① **相談窓口、支援等の利用を躊躇又は利用しない女性への相談充実**
- ② **支援業務の特性による一時保護施設及び女性保護施設の制約**
- ③ **複雑、多様かつ複合的な問題を抱える女性の自立に向けた調整機能の強化**
- ④ **女性支援を行う民間団体等が少数**

社会で生活するすべての女性が、誰でも困難な問題を抱える状況に直面するおそれがあることを認識し、支援の窓口へ繋がりにくい女性の相談を広く受け止め、民間団体等との連携など新たな取組を含めた施策を展開していくことで、複雑化、多様化、複合化した困難な問題を抱える女性への支援を進めていきます。

3. 基本目標

(1) 計画の理念

困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るとともに、人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与するため、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

(2) 基本目標

支援施策の推進のため、4つの基本目標を定め、取組を進めていきます。

基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築

県の相談窓口を知らない女性に対し、窓口の連絡先や、性被害等に遭わないための情報を発信し、広報、周知していく方法を見直します。また、相談を躊躇し、支援を利用しない女性が安心して相談できるよう、相談方法の多元化や、女性相談支援員の対応力向上を進めます。

これらの取組により、支援を必要とする女性一人ひとりとの信頼関係を構築し、支援につなげていきます。

基本目標2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充

これまで、DV被害者が中心的な利用者となっていた一時保護について、より多様な問題を抱える女性が必要とする支援を行うことができるよう、委託先の確保や緊急避難支援事業の積極的な運用を進めます。一時保護施設における支援の内容についても、関係機関との連携を強化することにより、拡充を図ります。

基本目標3 自立支援のさらなる充実

自立に向けた女性への支援をよりの確に行うため、同伴児童への教育支援など、既存の取組を含めた支援のさらなる充実を図ります。また、各種手続等に関する支援強化、地域社会で自立していく女性へのアフターケアを含めた伴走型の支援を強化します。

就労や住まい、家計等様々な問題に関する相談、支援を必要とする女性に対して、関係機関との連携による切れ目のない支援の充実を図るとともに、市町村等との連携強化による重層的な支援を進めていきます。

基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

長野県における女性支援の取組をさらに重層的かつ柔軟なものとするため、県組織における支援体制を強化するとともに、新たな関係機関も含めた連携を深めていきます。また、NPO法人等の民間団体等についても、長野県内及び県外の団体の掘り起こしと、協働のための関係構築を新たに進めていきます。

(3) 施策体系

本計画における施策体系を以下のとおりとし、進捗状況や成果についての評価及び進捗管理が特に必要と考えられる取組について、成果指標を設定します。

基本目標	支援施策	取組
相談の質向上による信頼関係の構築 1 広報・周知の強化及び	(1) アウトリーチ、居場所の提供等による早期把握	○女性への支援に関する広報・啓発の推進 ○教育現場等における指導の充実
	(2) 相談支援の質の向上	○窓口における相談方法の多元化 ○女性相談支援員等の研修の充実 【成果指標】女性相談支援員及び相談支援担当職員に対する研修の受講率 ○外国人への支援情報の提供及び相談対応 ○障がい者、高齢者への対応の連携強化 ○若年者等への支援の体制づくり ○性暴力被害者への支援 ○苦情解決体制の確立
様化及び支援の拡充 2 一時保護機能の多	(1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護	○一時保護委託施設の確保 ○苦情解決体制の確立
	(2) 心身の健康の回復及び生活支援	○県の一時保護施設における支援の充実 【成果指標】一時保護による支援の満足度（退所時）
自立支援のさらなる充実 3	(1) 同伴児童等への支援	○子どもの心のケアの充実 ○区域外入所・就学等の支援
	(2) 自立支援の充実	○安全及び心身の安定に対する支援の充実 ○県域・圏域のネットワーク強化 【成果指標】県支援調整会議（圏域会議）への参加市町村数

		<ul style="list-style-type: none"> ○各種手続等に関する支援の充実 ○住宅確保等の充実 ○長期的な入所が可能な施設を利用した支援の充実 ○経済的支援の充実 ○就業支援の充実
	(3) アフターケアに関する支援の強化	○市町村等との連携強化による地域社会におけるアフターケア
4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし	(1) 支援のための体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○支援者のバーンアウト（燃え尽き症候群）防止、組織的対応の推進 ○女性相談支援員等の研修の充実（再掲）
	(2) 関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○配偶者暴力相談支援センターと関係機関との連携強化 ○県域・圏域のネットワーク強化（再掲） ○関連する地域ネットワークとの連携 ○市町村における基本計画の策定支援 ○市町村の相談体制強化への支援 ○保育所・幼稚園・学校等との連携による安全確保 ○情報管理の徹底及び運用の整理
	(3) 民間団体等の掘り起こし	○民間団体等との県域を越えた広域的な連携 【成果指標】協働する民間団体等の数

第2章 困難な問題を抱える女性への支援のための施策内容に関する事項

基本目標1 広報・周知の強化及び相談の質向上による信頼関係の構築

(1) アウトリーチ⁴、居場所の提供等による早期把握

項目	内容	関係部署
○女性への支援に関する広報・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の高校、短大、専門学校、大学等に対し、相談窓口に関するチラシを配布し、学生相談室等を通じた周知を行います。 ・高校におけるスクールカウンセラー⁵、スクールソーシャルワーカー⁶から、継続的な支援を希望する卒業前の生徒に対し、女性相談支援センター及び保健福祉事務所の相談窓口を案内します。 ・県内のプロスポーツチームと連携し、試合の機会を活用したチラシ配布等の情報発信を行います。 ・若年女性がアクセスしやすい、ネット、SNS⁷、二次元コード等を使用した情報発信を行います。 ・一般県民向けの講演会や、市町村、地域、企業等への「出前講座⁸」を開催します。 ・高校生、大学生等を対象に、デートDV⁹に関する講座を実施します。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 教育委員会
○教育現場等における指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・「こどもカフェ」等、県の居場所づくりの取組を活用し、女性に対する予防啓発の情報発信を進めます。 ・教職員に対してデートDVについての研修を実施し、理解の促進を図ります。 ・学校等における人権教育の一環として、 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 次世代サポート課 教育委員会

⁴ アウトリーチ：援助が必要であるにもかかわらず相談、申請等をしない人に対して、支援者から出向いて手を差し伸べる積極的な取組のことです。

⁵ スクールカウンセラー：公認心理師、臨床心理士などを公立小・中・高等学校等に配置又は派遣し、子どもの心の相談に応じるほか、保護者に対しても助言等を行います。

⁶ スクールソーシャルワーカー：社会福祉士などを県内各教育事務所に配置し、関係機関との調整・連携を進めながら、子どもを取り巻く環境の改善を図ります。

⁷ SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とする、コミュニティ型のサービスです。

⁸ 出前講座：「長野県政出前講座」として、県職員が県民の依頼に応じ県の施策の説明や意見交換をする場です。

⁹ デートDV：婚姻関係にない交際相手からの暴力行為のことで、身体的な暴力の他、大声で怒鳴ることや、ほかの人とのメールをチェックすることなどの精神的な暴力なども含まれます。本計画では、特に若年層の男女間における暴力を指しています。

	<p>学校現場に DV の指導の必要性を示します。さらに、指導資料等を作成したり、指導資料が示されているホームページを知らせたりするなど、学校現場への啓発と指導資料の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 子どもの性被害予防を目的とした研修会等を行う地域団体等に対し必要な支援を行い、啓発活動の充実を図ります。 	
--	--	--

(2) 相談支援の質の向上

項目	内容	関係部署
○窓口における相談方法の多元化	<ul style="list-style-type: none"> • 女性相談支援センター及び保健福祉事務所における、電子メール、問い合わせフォーム、SNS 等複数媒体による女性相談の方法の多元化を進めます。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所
○女性相談支援員等の研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> • 女性相談支援員への研修の体系化を図るとともに、傾聴スキル習得、関連制度、機関等に対する理解を深めるための研修を強化します。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 男女共同参画センター
○外国人への支援情報の提供及び相談対応	<ul style="list-style-type: none"> • 日本語によるコミュニケーションが困難な外国人からの相談に適切に応じられるよう、各相談窓口と長野県多文化共生相談センターの連携を進めます。 	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所 多文化共生・パスポート室
○障がい者、高齢者への対応の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> • 合理的な配慮を必要とする障がい者や、特別な配慮を必要とする高齢者については、障がい者支援分野又は高齢者支援分野の関係機関との連携を一層強化し、他機関との連携や、他の施策の活用も含めて支援を検討します。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所

○若年者等への支援の体制づくり	・若年者や性的マイノリティ ¹⁰ の方にとっても望ましい相談及び支援ができるよう、女性相談支援員等のスキルアップを図ります。	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 教育委員会
○性暴力被害者への支援	・長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」における職員の資質向上や関係機関との連携の充実等により、支援体制の強化を図ります。	女性相談支援センター 保健福祉事務所 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター 性暴力被害者支援センター 警察
○苦情解決体制の確立	・「長野県男女共同参画社会づくり条例」に基づく苦情処理制度の規定により、寄せられた意見や苦情に速やかに対応するよう努めます。	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 人権・男女共同参画課 男女共同参画センター

成果指標	現状 (R4)	目標値 (R10)
女性相談支援員及び相談支援担当職員に対する研修の受講率	保護命令に係る研修： 84%	いずれも 100%

基本目標2 一時保護機能の多様化及び支援の拡充

(1) 多様な問題を抱える女性に対する一時保護

項目	内容	関係部署
○一時保護委託施設の確保	・県の緊急避難支援事業 ¹¹ の対象をDV被害者以外の女性に拡大するとともに、一時保護についても、施設の役割分担によって幅広い女性を受け入れる体制づくりを検討します。	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所

¹⁰ 性的マイノリティ：性的指向が異性に限らない方や、性自認が出生時に判定された性（生物学的な性）と一致しない方のことをいいます。なお、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」における「女性」については、生物学的な女性のほか、法律の規定により性別を女性に変更した方を含みます。また、性自認が女性のトランスジェンダーの方についても、他の支援対象者に配慮しつつ、可能な支援を検討することが望ましいとされています。

¹¹ 緊急避難支援事業：休日、夜間の緊急避難が必要な女性を、一世帯当たり、連続する5日を限度として一時的に安全な場所に避難させるための長野県の事業です。令和4年度は9世帯18人の避難を支援しました。

	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設において、利用者の状況等に 応じた柔軟な対応を検討します。 ・「にんしん SOS ながの¹²」の支援を拡充し、 予期せぬ妊娠及び関連する生活上の困難を抱えた女性への産前産後、自立に向けての支援を行います。 ・高齢者、障がい者など多様化する問題の実情や、 広域的なバランスを考慮した一時保護委託施設の確保を検討します。 ・一時保護委託施設における職員の資質向上のための 専門研修を実施します。 	
○苦情解決体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ・県の一時保護施設とともに、一時保護委託施設における適切な苦情解決体制の強化を図ります。 	女性相談支援センター 保健福祉事務所

(2) 心身の健康の回復及び生活支援

項目	内容	関係部署
○県の一時保護施設における支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・同伴児童に対する支援強化のため、学習支援員や保育士の確保に努めます。 ・一時保護所入所者及び同伴児童に対して精神的なケアを行うためのカウンセラーを確保します。 ・一時保護中の入所者が子どものケアを適切に行えるよう、相談体制の充実を図ります。また、必要な時に子どもが適切な医療が受けられるよう、医療機関との連携を強化します。 ・定期的な一時保護委託施設への訪問により、同伴児童への継続的なケアの必要性について関係者と協議します。 ・外国人、高齢者、障がい者など特別な配慮を必要とする入所者を支援するため、通訳者の確保や職員体制の強化、合理的配慮等を図ります。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 児童相談所

¹² にんしん SOS ながの：長野県が児童福祉法に基づく「妊産婦等生活援助事業」を委託し、予期せぬ妊娠を迎えた女性や、産前産後の女性の相談支援を行います。

成果指標	現状（R4）	目標値（R10）
一時保護による支援の満足度（退所時） ¹³	75%	100%

基本目標3 自立支援のさらなる充実

(1) 同伴児童等への支援

項目	内容	関係部署
○子どもの心のケアの充実	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援センターと児童相談所、児童家庭支援センター¹⁴との連携による、同伴児童への心のケアを充実します。 母子生活支援施設等と連携し、親及び同伴児童の心身及び生活の回復を支援しながら子どもの健全な成長を促します。 	女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所
○市町村との連携による区域外入所・就学等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 同伴児童の区域外入所・就学等について、弾力的な受け入れが行われるよう保育担当部署や教育委員会との連携を図ります。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 教育委員会

(2) 自立支援の充実

項目	内容	関係部署
○安全及び心身の安定に対する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 支援を必要とする女性一人ひとりの現状に応じた自立支援計画¹⁵を策定し、適切かつ継続的な支援を行います。 自立先の関係者への引継ぎやケア会議の実施により、継続的な支援を行います。 各圏域のネットワーク会議等における関係機関の連携を強化します。 圏域を越えた支援体制の充実を図ります。 	女性相談支援センター 保健福祉事務所

¹³ 「満足」又は「やや満足」と回答した人の割合です。

¹⁴ **児童家庭支援センター**：家庭や関係機関等から子どもに関する相談を受け、助言や支援を行う児童福祉法に基づく専門的な相談機関です。社会福祉法人等が設置・運営の主体となります。令和5年度現在、県内では6か所のセンターが相談支援を行っています。

¹⁵ **自立支援計画**：一時保護を実施した場合や、女性自立支援施設への入所による自立支援が必要な場合等に、対象女性本人の参画を得て策定する具体的な個別支援のための計画（個別支援計画）を指します。

	<ul style="list-style-type: none"> 一時保護施設退所後の継続的なケアが地域で行えるよう、地域支援者等との連携の強化を図ります。 	
○ 県域・圏域のネットワーク強化	<ul style="list-style-type: none"> 長野県児童虐待・DV 防止対策連絡協議会の「DV 被害者支援等に関する分科会」を、支援調整会議¹⁶に位置付けます。 各圏域の「DV 被害者支援ネットワーク会議」についても、支援調整会議に位置づけ、その他関係機関相互間の会議において、支援事案に関する情報、対応策等の共有をさらに進めます。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所
○ 各種手続等に関する支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 各種手続窓口につなげる同行支援等、女性の立場に立った支援ができるよう、市町村等関係機関との連携に努めます。 	女性相談支援センター 保健福祉事務所
○ 住宅確保等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 生活就労支援センター「まいさぼ」¹⁷との連携により、支援を求める女性の就労や住まい、家計に関する相談の充実を図ります。 県営住宅における DV 被害者の入居については、福祉目的住宅の活用を行うと共に、公募に際しては抽選の際の当選確率が高くなるよう優遇措置を講じます。 DV 被害者に対する市町村営住宅の福祉目的利用を市町村に働きかけます。 保証人の確保について、「身元保証人確保対策事業¹⁸」の活用を図ります。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 公営住宅室 地域福祉課
○ 長期的な入所が可能な施設を利用した支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> 本人の希望を元に、生活支援や就労支援など継続的な支援を必要とする女性等の施設入所を進め、自立支援の充実を図り 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所

¹⁶ **支援調整会議**：法第 15 条に基づいて、県又は市町村が組織するよう努めることとされている、関係機関等による会議です。

¹⁷ **まいさぼ**：生活困窮者自立支援法に基づき、県及び市が設置する自立相談支援機関の長野県における愛称です。生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、自立支援計画の作成等を行い、必要なサービスの提供につなげたり、就労のサポート等を行います。

¹⁸ **身元保証人確保対策事業**：一時保護施設などに保護されている女性や子ども等の自立支援を図るため、就職やアパート等の賃借に当たり支障が生じることがないように、身元保証人の確保を図る事業です。

	<p>ます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 同伴児童がいる施設利用者については、本人及び同伴児童の心身の健康回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助ができるよう母子生活支援施設の機能強化等について検討を進めます。 	
○経済的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 離婚後の夫婦間の養育費に関する取り決め及び支払いを推進するための情報提供を積極的に行います。 ・ 生活保護の適否の判断が迅速に行われるよう、生活保護担当者会議等を通じて、課題の確認や情報交換を実施します。 	こども・家庭課 女性相談支援センター 保健福祉事務所
○就業支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子世帯等に対し、就業支援員による適切な就業相談を実施し、公共職業安定所と連携した就業情報の提供など一貫した就業支援を行います。 ・ 就業に有利な資格等を取得するための講座を実施することにより就業を促進し、自立と生活基盤の安定を図ります。 	こども・家庭課 女性相談支援センター 保健福祉事務所

成果指標	現状（R4）	目標値（R10）
県支援調整会議（圏域会議）への参加市町村数	0市町村	77市町村

(3) アフターケアに関する支援の強化

項目	内容	関係部署
○市町村等との連携強化による地域社会におけるアフターケア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 女性相談支援員を中心とした、伴走型支援を積極的に展開します。 ・ 地域社会に復帰した後、本人同意に基づき、継続的な相談・支援を受けられるよう、市町村等との連携を図ります。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所

基本目標4 支援機関の体制・連携強化及び民間団体等の掘り起こし

(1) 支援のための体制づくり

項目	内容	関係部署
○支援者のバーンアウト（燃え尽き症候群） ¹⁹ 防止、組織的対応の推進	<ul style="list-style-type: none"> 支援者がバーンアウト（燃え尽き症候群）に陥ることや、一人で悩むことを防止するために、女性相談支援員の所属事務所内での情報共有や、相談を図りながら複数職員で対応することなど、サポート体制を強化します。 女性相談支援業務の専門性を向上させるため、女性相談支援センター、県保健福祉事務所及び市に配置の女性相談支援員の間で、事例検討を行うことなどを通じて、女性相談支援センターによる女性相談支援員へのスーパーバイズ²⁰、バックアップ機能を強化します。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 男女共同参画センター
○女性相談支援員等の研修の充実（再掲）	<ul style="list-style-type: none"> 女性相談支援員への研修の体系化を図るとともに、傾聴スキル習得、関連制度、機関等に対する理解を深めるための研修を強化します。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 男女共同参画センター

(2) 関係機関の連携強化

項目	内容	関係部署
○配偶者暴力相談支援センター ²¹ と関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> 県の配偶者暴力相談支援センターとして位置づけられる女性相談支援センター及び男女共同参画センターについて、双方の役割分担を整理し、さらなる連携強化を図ります。 	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所 女性相談支援センター 男女共同参画センター 児童相談所

¹⁹ **バーンアウト（燃え尽き症候群）**：燃え尽きること。相談を一身に受け、懸命に取り組んでいる最中に突然意欲が失われ、無力感に陥ることです。

²⁰ **スーパーバイズ**：支援者に対し、より多くの知識、経験を有する者や熟練した立場からの指導、助言を行うことで、よりよい支援を行うための手助けをすることです。

²¹ **配偶者暴力相談支援センター**：DV 被害者支援を行う上で中心的な役割を果たす機関です。DV 防止及び被害者の保護を図るため、相談や関係機関の紹介、カウンセリング、保護命令制度についての情報提供その他の援助等を行います。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV 防止法）により、都道府県に設置が義務化され、市町村は設置が努力義務となっています。

	<ul style="list-style-type: none"> 児童虐待・DV 防止対策連絡協議会及び各分科会において、配偶者暴力相談支援センターと各機関との連携事案を共有し、支援の質的向上を図ります。 	
○ 県域・圏域のネットワーク強化 (再掲)	<ul style="list-style-type: none"> 長野県児童虐待・DV 防止対策連絡協議会の「DV 被害者支援等に関する分科会」を、支援調整会議²²に位置付けます。 各圏域の「DV 被害者支援ネットワーク会議」についても、支援調整会議に位置づけ、その他関係機関相互間の会議において、支援事案に関する情報、対応策等の共有をさらに進めます。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所
○ 関連する地域ネットワークとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 要保護児童対策地域協議会²³やこども家庭センター²⁴、子ども家庭支援ネットワーク²⁵との相互の連携を図り、それぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有して、女性及び子どもの保護と自立に向けた支援が適切に行われるよう努めます。 女性相談支援員と市町村要保護児童対策地域協議会との連携を強化します。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所
○ 市町村における基本計画の策定支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村基本計画の策定に関する情報提供や助言等を積極的に行います。 	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所
○ 市町村の相談体制強化への支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村の相談体制強化を支援するため、県が全市町村の担当者を対象とした会議を開催します。 配偶者暴力相談支援センターの設置や国主催の専門研修会等に関する情報を市町村に提供します。 	児童相談・養育支援室 保健福祉事務所 男女共同参画センター 女性相談支援センター

²² **支援調整会議**：法第 15 条に基づいて、県又は市町村が組織するよう努めることとされている、関係機関等による会議です。

²³ **要保護児童対策地域協議会**：児童福祉法に基づき、県又は市町村が置くよう努めなければならないとされる、要保護児童の保護、要支援児童又は特定妊婦への支援のための協議会です。児童虐待等の事例について、関係機関による情報共有を図ることで、女性支援の端緒となる可能性があると考えられます。

²⁴ **こども家庭センター**：児童福祉法に基づき、市町村が設置に努めなければならないとされる、児童及び妊産婦に関する包括的な支援を行うための母子保健・児童福祉の一体的な相談支援機関です。

²⁵ **子ども家庭支援ネットワーク**：子どもやその保護者、妊産婦を切れ目なく包括的に支援するための、こども家庭センター等を中心とする市町村の支援ネットワークの総称です。

○保育所・幼稚園・学校等との連携による安全確保	<ul style="list-style-type: none"> 支援を求める女性の意向を踏まえながら、同伴児童が所属する保育所・幼稚園・学校等の関係者間において情報を共有し、対応の統一及び安全確保を図ります。 	女性相談支援センター 保健福祉事務所 教育委員会
○情報管理の徹底及び運用の整理	<ul style="list-style-type: none"> 支援を受ける女性本人による意思、同意に基づく他機関との情報共有を行います。 関係機関との連携の円滑化を図るため、相談者の情報の記録、管理、共有に関する手続の整理を進めていきます。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター 保健福祉事務所 児童相談所

(3) 民間団体等の掘り起こし

項目	内容	関係部署
○民間団体等との県域を越えた広域的な連携	<ul style="list-style-type: none"> 県内外でシェルター等を運営する民間団体等との連携を図り、居所のない女性に対する保護をスムーズに行います。 SNS等を使用した若年女性向け相談窓口等を運営する民間団体等との連携を図り、相談者を県の支援機関に繋げます。 女性支援事業を実施する民間団体等に女性相談支援員向けの研修講師を依頼し、県及び市に配置されている女性相談支援員の対応力向上を図ります。 民間団体等との連携を強めるため、関係者との懇談会を開催します。 	児童相談・養育支援室 女性相談支援センター

成果指標	現状 (R4)	目標値 (R10)
協働する民間団体等の数	0団体	3団体

第3章 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

1. 基本計画の進捗管理

基本計画の進捗管理は、毎年度、長野県児童虐待・DV防止対策連絡協議会の「DV被害者支援等に関する分科会」において、実施状況の把握、評価を行います。

第4章 資料編

○長野県の状況（令和5年4月1日現在）

1 長野県における支援体制

（1）法による「三機関」

①女性相談支援センター（旧：女性相談センター）

長野県女性相談支援センター 1所

②女性相談支援員（旧：女性相談員）

長野県女性相談支援センター、長野県保健福祉事務所（10か所）及び
19市配置 計37名

③女性自立支援施設（旧：女性保護施設）

県立ときわぎ寮 1施設

（2）配偶者暴力相談支援センター 3所

長野県女性相談支援センター、長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」及び
安曇野市配偶者暴力相談支援センター

（3）長野県及び県の委託による相談窓口

①長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」

②児童虐待・DV24時間ホットライン

③にんしんSOSながの

（4）民間保護施設、NPO法人等

①一時保護等委託施設 母子生活支援施設、乳児院等 16施設

②県内のNPO法人 民間団体等による女性向けシェルター及び県と協働するNPO法人 なし